

あなたも狙われていきます

振り込め詐欺にご注意



粕屋警察署には、今年上半年までに57件もの詐欺事件が届けられています。大きく分けると、交通事故の示談金や携帯サイトの料金未払いをでっち上げて、現金を振り込ませる「振り込め(オレオレ)詐欺」、インターネットのオークションで料金を払っても品物が届かない「オークション詐欺」、借入れ手数料又は、信用保証と称して現金を振り込ませる「融資名目詐欺」があります。

今年上半年における、粕屋警察署管内の被害総額は「振り込め詐欺」が約700万円、「オークション詐欺」が約300万円、「融資名目詐欺」が約1600万円にものぼっています。これは、1件あたり約50万円の被害です。

その中で、被害に遭わないために

- 自分や家族の個人情報や安易に明かさな相手や家族の個人情報を確認する
- うまい話に飛びつかない(必ずウラがある)
- 一人で問題を抱え込まない(家族などに相談する)
- 身に覚えのない請求には応じない、相手に連絡しない

この5つの心がけを守るだけでも、防犯には大きな効果があります。詐欺事件は、もはや他人ごとではありません。「いつかは自分に降りかかるもの」として日ごろから注意しましょう。

月別詐欺発生件数

種別	振り込め詐欺			オークション詐欺		融資名目詐欺	
	届出数	金額	名目	届出数	金額	届出数	金額
平成17年							
1月				3	394,800	4	2,605,000
2月	1	412,310	料金未納	1	300,000	5	6,052,680
3月	2	409,000	料金未納	3	401,260	8	1,528,450
4月	1	5,520,000	交通事故示談金	3	510,700	1	196,200
5月				7	474,687	5	1,747,600
6月				4	657,000	9	3,644,867
合計	4	6,341,310		21	2,738,447	32	15,774,797

平成17年10月から 介護保険が変わります!!

施設での「居住費」と「食費」が利用者負担となります!

施設を利用している人は居住費と食費を介護保険から給付されていますが、在宅の人は自己負担となっています。そこで、公平性を図るために、現行で保険給付の対象となっている施設サービス利用時の「居住費」と「食費」が保険給付の対象外となり、利用者の自己負担となります。ただし、所得の低い人には負担の軽減があります。

~利用者負担段階が設定されます~

* 利用者負担段階を設定することにより、利用者負担第1段階~第3段階までの人には、負担の軽減措置があります。

利用者負担段階	対象者
利用者負担第1段階	・生活保護を受けている人 ・住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・境界層に該当する人(負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人)
利用者負担第2段階	・住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人 ・境界層に該当する人(負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人)
利用者負担第3段階	・住民税が世帯非課税で、利用者負担第2段階に該当しない人 ・境界層に該当する人(負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人) ・利用者負担第4段階で、【特例減額措置】を受けられる人
利用者負担第4段階	・住民税が世帯課税で、本人が住民税非課税の人 ・本人が住民税を課税されている人

所得の低い人は負担が軽減されます。

所得の低い人の施設利用が困難とならないよう、居住費と食費の利用者負担の上限額が設定されます。これにより利用者負担段階に合わせた負担限度額までを自己負担として、残りの差額分については「特定入所者介護(支援)サービス費」として介護保険から支給されます。

対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護の居住費(滞在費)および食費
- ・通所介護(デイサービス)および通所リハビリテーション(デイケア)の食費は対象となりません。

(単位): 円/日

種類	区分	基準費用額	利用者負担限度額		
			第1段階	第2段階	第3段階
居住費 (滞在費)	ユニット型個室	1,970	820	820	1,640
	ユニット型準個室	1,640	490	490	1,310
	従来型個室	1,150~1,640	320~490	420~490	820~1,310
	多床室	320	0	320	320
食費		1,380	300	390	650

施設サービス(ショートステイを含む)を利用して、利用者負担段階が「第1段階」「第2段階」「第3段階」に該当する人は、市町村の担当窓口で「特定入所者介護(支援)サービス費」の申請をしてください。

高額介護サービス費は、月々の介護サービスの利用者負担合計額に、所得に応じた利用者負担上限額を設定しています。利用者負担上限額は世帯単位で設定されます。

平成17年10月から

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
一般世帯(下記の区分に該当しない人)	世帯 37,200円
住民税世帯非課税	世帯 24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
・生活保護の受給者	個人 15,000円
・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

問合せ先 介護保険広域連合 粕屋支部 ☎652-3111

その一滴が 私たちの暮らしを支えています



毎年8月1日の「水の日」から同月7日まで「水の週間」です。この水の週間は、福岡都市圏の生活や産業を支える重要な水資源の、計画的な開発や合理的な水利用、水がもつ多面的な機能の有効活用を推進することを目的に行われているものです。この水の週間に伴い、本町では期間中の8月1日(月)に、須恵中央駅ほか町内5か所で街頭啓発を行いました。この日は、早朝7時から町長や役場職員がJR各駅で通勤・通学者を対象に、夕方からは町内スーパー前で買物客を対象にチラシなどを配って節水を呼びかけました。

つえ 杖の会たより

杖の会は、ご家庭でのいろんな場面みなさんのお役にたちます。例えば、「庭に雑草が生えて困っている。」「障子、網戸を張り替えたい。」など。その他、家屋内の清掃・調理・庭木のせん定・簡易な大工、左官工事の活動もしています。仕事のご依頼は、電話でも受け付けています。お電話いただきましたら、ご依頼の内容の見積りにすぐにお伺いいたします。お気軽にお問い合わせください。

登録会員を募集しています
須恵町に住んでおられる方で、健康で勤労意欲のある方、男女年齢は問いません。時間での賃金をお支払いいたします。詳しくは問い合わせください。
事務局開設日・問合せ先
月・金曜日 9:30~16:00
火・水・木曜日 9:30~12:00
杖の会事務局(福祉センター内)
☎933-2160